

町の各種医療制度

# 町の各種医療制度を

保険課医療年金係  
☎(48)1111 (内257・215)

# 紹介します

## 福祉医療制度

健康（医療）保険加入者で、町内に在住の乳幼児・障害者・老人・母子家庭等の方が、医療機関で保険診療を受けたとき、自己負担分を助成する制度で、表1のとおりです。

乳幼児医療制度については、7月診療分より対象者が5歳未満から未就学児の乳幼児までに拡大されました。

表1

	対象者	保険課で申請手続きをすると	
乳幼児	・未就学児の乳幼児 (6歳の誕生日の属する年度の末日まで)	医療機関で健康保険証と受給者証を提示することにより	医療費(保険診療分)の自己負担分を助成します。
障害者	・身体障害者手帳所持者のうち、次に該当する方 1～3級、腎臓機能障害4級、進行性筋萎縮症4～6級 ・療育手帳所持者のうち、A判定、またはB判定の方 ・自閉症と診断された方		
母子家庭等	・18歳の年度末までの児童を扶養している母(父)とその児童 ・父母のいない18歳の年度末までの児童 *所得制限があります。(母・父)		
戦傷病者	・戦傷病者手帳所持者 *所得制限があります。	福祉給付金支払証明書または領収書を持参して、支給申請をすると	入院・通院時の一部負担金(保険診療分)を支給します。
精神障害者	・精神保健福祉法32条に基づき通院している方 (保健福祉手帳、または患者票の所持者)		
福祉給付金	・「老人保健医療」の受給者で、障害者、母子家庭等、戦傷病者の各医療の要件に該当する方 ・「老人保健医療」「老人医療」の受給者で、精神保健福祉法の強制入院、結核予防法の命令入所となっている方 ・「老人保健医療」「老人医療」の受給者で、ひとり暮らし老人、寝たきり老人、痴呆性老人のうち、町民税非課税世帯の方 * 以上の方は、福祉給付金受給資格の認定申請が別途必要です。		